

金沢医療事務専門学校

学校関係者等評価委員会規則

《目的》

企業等の「学校関係者」による意見交換等を通じて自己評価結果についての評価を行うと共に教職員と共通理解を図り、自己評価結果の客観性・透明性を高め、今後の学校運営改善のための助言等を行うことを目的とする。

《役割》

上記の目的を遂行するために以下の内容に関する意見、助言を行う。

1. 自己評価の結果について主に教育課程全般、進路指導に関する評価を行う。
2. 学校関係者による自己評価の評価結果を取りまとめ公表する。
3. 自己評価結果の客観性・透明性を高めるための意見、助言
4. 今後の学校運営の改善のための意見、助言

《委員》

1. 委員の選任については、理事長が行う。

ただし、以下の条件を満たす人物を3名程度選任するものとする。

- ・医療関連企業等の関係者 . . . . . 1名以上
- ・医療関係団体等の関係者 . . . . . 1名以上
- ・地方公共団体等の関係者 . . . . . 1名以上
- ・卒業生 . . . . . 1名以上
- ・学生または卒業生の保護者 . . . . . 1名以上
- ・その他理事長が必要と認めた者

2. 委員長は、委員の中より互選する。

3. 委員の任期は、2年とする。

※なお、任期中に新しく委員となる場合の任期は、在任の委員と同期間とする。

《委員会》

定例の委員会の開催は、初回に当該年度の日程を決定する。

また、必要に応じて委員長は臨時の委員会を招集することが出来る。

《自己評価、学校評価の活用方法》

学校評価委員会では、前年度の自己評価結果に対する助言を頂き、学校長が責任をもって、助言内容を学校改善に反映し、その結果を報告する。

付則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。